

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 出向してきた役員と過大役員報酬

Q : 当社では、親会社から出向者を受け入れる予定で、出向者の中には、当社では役員として迎える者も数名います。

ところで、役員報酬の総額は株主総会で決まっていますが、出向してくる役員の報酬を含めると、この総額を超えてしまいそうです。どうすればよいのでしょうか。

A : 株主総会を開催して役員報酬の総額を増額しておきましょう。

【解説】

役員報酬の額が不相当に高額であるかどうかを判定する場合の形式基準を超える金額については、出向の場合の特例的な規定や取扱いは特に定められていません。

したがって、出向役員に支給する報酬の額を含めた全体の役員報酬の額が株主総会で定められた役員報酬の総額を超える限り、その超える額は過大役員報酬として、損金の額に算入されないことになります。

当期中に出向者を受け入れることが見込まれる場合には、臨時株主総会を開催して役員報酬の総額を増額しておく必要があるでしょう。

なお、支給した役員報酬の額が過大役員報酬に該当するかどうかについては、その報酬を出向元法人で支給することとしている、いわゆる間接支給の場合も、直接支給の場合と同様に計算することになります。

